

公告第 77 号
令和 8 年 8 月 31 日

公 告

下記について、地方税法第20条の2第2項の規定により掲示します。

なお、関係書類は日南市役所税務課に保管してありますので、出所の上、受領してください。

日南市長 高橋 透



送達を受けるべき者		
住 所	氏 名	送達する書類等
ブラジル	松田 一男	介護（普徴）市税等還付（充当）通知書

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。

(注1) 当該ホームページにおける掲示については、個人情報保護の観点から住所は市町村名までの表示としています。お心当たりのある方は、担当課にお問い合わせください。

(注2) 公示事項が表示された画像をコピーする、スクリーンショットを撮る、画像中の文字列を転記するなどして、インターネットサイト、SNSその他これに準ずるもの(個人のブログ等。なお、閲覧者が限られるものであるか否かは問わない。)へ転載、拡散する行為を禁止します。

これらの行為は損害賠償請求等の対象となる場合があります。